

成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見

「成田空港の更なる機能強化」の事業（以下「本事業」という。）は、首都圏空港の処理能力が2020年代前半に限界に達するとの予測に基づき、首都圏空港の機能強化を図り、国際競争力を強化すること等を目的として、成田国際空港株式会社（以下「本事業者」という。）が、成田国際空港（以下「成田空港」という。）におけるC滑走路の新設及び既存のB滑走路の延伸を実施するものである。

対象事業実施区域及びその周辺は、千葉県成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町に位置しており、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、工業専用地域等の用途地域が存在している。

本事業の実施に伴い、航空機の年間発着回数が現在の約25万回から最大50万回に増加するため、航空機の発着回数の増加に伴う騒音の発生、温室効果ガス及び大気汚染物質の排出量の増加等が懸念される。特に、航空機騒音については、空港周辺の測定地点における環境基準の達成状況が2017年度時点で65.2%であり、滑走路の新設及び延伸並びに航空機の発着回数の増加により騒音が影響を及ぼす範囲の拡大及び飛行経路周辺における騒音レベルの増大が生じ、周辺の生活環境が更に悪化するおそれがある。また、滑走路の新設及び延伸並びにそれに伴う関連施設等の整備に当たっては、大規模な土地改変を行う計画であるため、大気環境、水環境、土壌環境、動植物、生態系及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響並びに廃棄物等による周辺環境への影響等が懸念される。特に、対象事業実施区域及びその周辺には、地域にとって重要な自然環境である谷状地形を有する里地里山の自然環境が存在していることから、動植物及び生態系への影響が懸念される。

このような周辺環境への影響の重大性に鑑み、本事業は関係する地方公共団体及び住民等の理解が不可欠であり、環境影響評価手続後も継続して関係する地方公共団体及び住民等の意見を十分に勘案し、十全を期することが必要である。また、政府としても、状況を適切にフォローアップしていく。

また、国土交通省においては、収集された環境情報や環境配慮の検討内容を効果的に活用し、本事業の実施に伴う環境負荷を最大限低減する観点から、以下の事項に取り組むこと。

今後、航空需要予測及び社会状況の変化等に応じ、成田空港を始めとする空港整備計画及び航空機の発着容量を変更するに当たっては、環境保全の観点も考慮し、適切なものとなるよう検討すること。

本事業者における発生源対策を始めとした航空機騒音対策の強化等を通じ、成田空港の更なる機能強化を行う中での、成田空港周辺における航空機騒音の環境基準の最大限の達成に向けて、一層の対策推進に努めること。

国際民間航空条約の附属書16に基づく騒音及び排出物規制について、今後の規制基準の強化への積極的な関与、航空法（昭和27年法律第231号）に基づく同基準の国内における遵守等のこれまでの取組を引き続き実施し、航空機による環境負荷の低減を一層推進すること。

以上を踏まえ、本事業者においては、成田空港を含む対象事業実施区域及びその周

辺における環境影響を最大限、回避及び低減するため対策を検討し、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を補正後の評価書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 環境保全措置の具体化

ア 滑走路の新設及び延伸のいずれについても、本事業の実施に伴う重大な影響が生ずるおそれがあることから、本事業の実施に伴う影響を極力回避又は低減し、成田空港を含む対象事業実施区域及びその周辺において、最大限の環境保全策を講ずること。

イ 今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、その検討の過程や対応方針等を適切に公表するなど、透明性を確保すること。

(2) 地域住民等への丁寧な説明

引き続き、地元の地方公共団体及び住民等の関係者への説明についても十全を期すること。また、四者協議会の場等における、環境保全面を含めた最適な計画の立案に係る検討の経緯及び内容について、引き続き公表していくこと。

2. 各論

(1) 航空機騒音

成田空港周辺の測定地点における航空機騒音の環境基準の達成状況が2017年度時点で65.2%であり、滑走路の新設及び航空機の発着回数の増加等に伴い騒音が影響を及ぼす範囲の拡大及び飛行経路周辺における騒音レベルの増大が生じ、周辺の生活環境が更に悪化することが懸念される。このため、周辺地域における生活環境の更なる悪化を防止する観点から、本事業の実施に伴う当該施設の供用後における航空機騒音の環境基準の達成状況の改善に向け、以下の事項に取り組むこと。

ア より低騒音な航空機の一層の導入促進等、本事業者としてできる限りの航空機騒音対策を引き続き実施すること。環境基準の達成状況の改善に向けた各種対策の取組時期や具体的な数値目標等を設定したロードマップに基づき、計画的に着実に取り組むとともに、取組状況を毎年度公表すること。

イ 今後も、地元の地方公共団体や住民等の関係者の意見等も踏まえつつ、改善のための航空機騒音対策の検討を行い、可能な限り最大限の対策に取り組むこと。

ウ 中長期的に抜本的な航空機騒音対策となり得る方策について、今後の技術開発の状況を踏まえ、航空会社や関係機関等と連携しつつ、検討した上で、可能な限り措置を講ずること。

エ 今後、環境影響評価の前提となった飛行経路、便数等の変更があり、航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じ、航空機騒

音の予測を行い所要の環境保全措置を講ずること。また、これらの結果について公表すること。

(2) 大気環境

本事業の実施に伴う大気汚染物質の排出量の増加について、環境監視計画に基づきモニタリングを実施するとともに、その結果を踏まえ、最新機材の導入促進、地上動力装置（GPU）の使用率向上等により、大気汚染物質の排出量を最大限抑制すること。また、建設工事に用いる機材等は低公害型のものをを用いるとともに、運行管理等の最新のIoT技術等を活用した効率的な運用を行うこと。

(3) 水環境及び土壌環境

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、河川、水路及び湧水地が存在しているため、大規模な土地改変に伴い発生する土砂の流出等による水環境等への影響を回避又は極力低減すること。また、環境監視計画に基づきモニタリングを実施するとともに、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には、谷底平野の一部に軟弱地盤が分布している地域があることから、本事業における大規模な土地改変に当たり適切な工法等を検討するなど、周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 動植物及び生態系

対象事業実施区域及びその周辺には、地域にとって重要な自然環境である谷状地形を有する里地里山の生態系が存在しており、大規模な土地改変に伴う森林伐採等により、動植物及び生態系への影響が懸念される。このため、消失する里地里山と同様の環境を創出するとともに、将来取得する騒音用地への植林など可能な限り多くの森林面積を確保すること。また、新たに整備する調整池等については、自然環境に配慮した自然工法により整備すること。さらに、本事業の詳細な設計及び里地里山の整備に当たっては、森林や湿地等の類型区分ごとに、専門家等の助言を踏まえ、保全の目標、主な保全対象種、新たに創出する自然環境の詳細等についての実施計画を作成すること。また、事後調査や環境監視調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を講ずること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺には、芝山湧水の里等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の実施により当該人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変等による機能低下が懸念される。このため、当該人と自然との触れ合いの活動の場を利用する団体や関係する地方公共団体と連携し、既存施設を充実させるための再整備、類似施設の整備等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を極力低減するとともに、代償措置等を適切に実施すること。

(6) 廃棄物及び建設発生土

- ア 本事業の実施に伴う大規模な土地改変により大量の廃棄物及び建設発生土が発生するおそれがあるため、廃棄物等の発生量を最大限抑制すること。
- イ 対象事業実施区域及びその周辺における現在の空港敷地よりも標高が低い地域では、本事業の実施に伴い盛土のため土地造成に膨大な土量が必要となるため、盛土量及び切土量の均衡、建設発生土の現場内再利用の徹底等により、区域外からの土砂搬入搬出量を最大限抑制すること。
- ウ 本事業の実施に伴う森林伐採により、大量に発生する木材や木質バイオマス燃料等の有効利用を推進すること。
- エ 対象事業実施区域及びその周辺には、集落、住居等が立地し、河川、水路、湧水地等が存在しているため、本事業の実施に伴う土砂の飛散又は流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。
- オ 発着回数の増加に伴い、航空機から排出される廃棄物やターミナルビルから排出される廃棄物等が増加するため、減量化対策（取り分けプラスチックについては、不必要なワンウェイのプラスチックの使用削減や分別排出の徹底等）を講ずるなど、「プラスチック・スマート」を推進すること。

(7) 温室効果ガス

2030年度に2013年度比26%減という我が国の温室効果ガス削減目標を規定した「日本の約束草案」(平成27年7月地球温暖化対策推進本部決定)に基づき、当該目標達成に向けた対策・施策や長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を盛り込んだ地球温暖化対策計画が平成28年5月に閣議決定された。このため、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、地球温暖化対策計画における「航空分野の低炭素化」が着実に達成されるよう、二酸化炭素の排出量の低減策を講ずること。